

豊川市後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体（以下「団体等」という。）の主催する事業について、後援又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が、事業の開催趣旨に賛同し、奨励の意を表して、本市名義の使用を認めることをいう。
- (2) 共催 市が、事業の主催者の一員として、団体等と共同で事業の企画又は運営に参画することをいう。

(後援等の基準)

第3条 後援等は、市長が、次の各号のいずれにも該当すると認められる事業に対して行う。

- (1) 市の方針に合致し、又は市の施策の推進に寄与するもの
- (2) 広く一般の豊川市民の参加が見込まれる、又は広く一般の豊川市民に有益であるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等を行わないものとする。

- (1) 団体等の代表者の所在及び団体等の責任体制が明確でないもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (3) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (4) 国又は県の特定の政策等に賛成し、又は反対するもの
- (5) 特定の政治団体又は宗教を宣伝し、支持し、又は反対するもの
- (6) 団体等への会員の勧誘を主たる目的とするもの
- (7) 暴力団又は暴力団員と関係がある又はそのおそれがあるもの
- (8) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(申請手続)

第4条 後援等の承認を受けようとする団体等の代表者は、事業実施日の20日前までに豊川市後援等承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体等の規約等その存在を明らかにする書類
- (2) 事業の計画を明らかにする書類
- (3) 入場料等を徴収する場合は、事業の収支を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（後援等の承認等通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに承認するか否か決定するものとする。この場合において、承認の決定をしたときは豊川市後援等承認通知書（様式第2号）を、不承認の決定をしたときはその理由を付して豊川市後援等不承認通知書（様式第3号）を事業を行う団体等の代表者に送付するものとする。

（申請内容の変更）

第6条 前条の承認を受けた団体等の代表者は、その承認に係る申請内容を変更するときは、豊川市後援等変更承認申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更に伴い、提出した書類に訂正が生じる場合の変更後の書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（申請内容の変更の承認）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに承認するか否かを決定するものとする。この場合において、承認の決定をしたときは、豊川市後援等変更承認通知書（様式第4号-2）を事業を行う団体等の代表者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 第5条又は前条の承認を受けた団体等の代表者は、その承認に係る事業を中止する等の理由により承認の取下げをしようとするときは、豊川市後援等取下届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届けなければならない。

- (1) 豊川市後援等承認通知書又は豊川市後援等変更承認通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第9条 市長は、後援等の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 後援等の承認の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 後援等の承認の際に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認める事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、豊川市後援等取消通知書（様式第5号）により、後援等の承認を受けた団体等の代表者に通知するものとする。

(事業実施報告)

第10条 後援等の承認を受けた団体等の代表者は、当該事業終了後20日以内に事業の実績及び効果を豊川市後援等事業実施報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業の実施状況が確認できる書類
- (2) 入場料等を徴収した場合は、事業の収支が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等を行う場合の基準及び手続に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。